

中国ビジネス Q&A

中国における会社「高級管理職」

近年、中国政府は企業のコンプライアンス管理を積極的に推進しています。中国現地企業においても、コンプライアンス管理体制構築への関心がますます高まっています。中国でいうところの会社「高級管理職」は、企業の管理陣営を構成する重要な部分であり、コンプライアンス管理体制構築の一環としてその管理制度を確立することが重要です。そこで本稿では、『中華人民共和国会社法』（下記「会社法」という）が規定した「高級管理職」の範囲、就任資格、義務および法的責任について紹介します。

Q 中国の「会社法」でいうところの「高級管理職」はどのような職位を指すのでしょうか？

A 「会社法」第216条によれば、「高級管理職」とは会社の総経理、副総経理、財務責任者、上場会社の董事会秘書および会社の定款に定めるその他の者を指す（図）、とされています。高級管理職は、取締役は兼任することができますが、監事を兼任することはできません。

一般的に、上場会社の董事会秘書は上場企業の開示情報に明記されますし、会社の定款に定めるその他の者は定款に明記されますので、争議が起きることはほとんどありません。しかし、総経理や副総経理、財務責任者については定款に明記する強制規定がないので、争議がよく発生します。そこで実務上は、会社での職権範囲や影響力などの諸要素により、高級管理職であるか否かを総合的に判定します。

Q 高級管理職への就任に必要な資格について教えてください。

A 高級管理職への就任資格については、「会社法」で就任を禁止する状況を規定しています。次に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、就任することができません。そして、会社がその規定に違反して高級管理職を招聘した場合、その招聘は無効となります。また、在任期間中、高級管理職に次のいずれかの状況が生じた場合、会社は高級管理職の職務を解かなければなりません。

●民事行為能力の無い者または民事行為能力を制限されている者

●汚職、収賄、財産横領、財産流用または社会主義市場経済秩序の破壊行為により刑罰の判決を受け、執行期間満了後5年に満たない者、または犯罪により政治的権利を剥奪され、執行期間満了後5年に満たない者

●破産し清算を行った会社または企業の董事または工場長、総経理を務め、当該会社または企業の破産に個人として責任がある者で、当該会社または企業が破産し清算が完了した日より3年に満たない者

●法律違反により営業許可証の取消、閉鎖命令を受けた会社または企業の法定代表者を務め、かつ個人として責任のある者で、その会社または企業が営業許可証を取り消された日から3年に満たない者

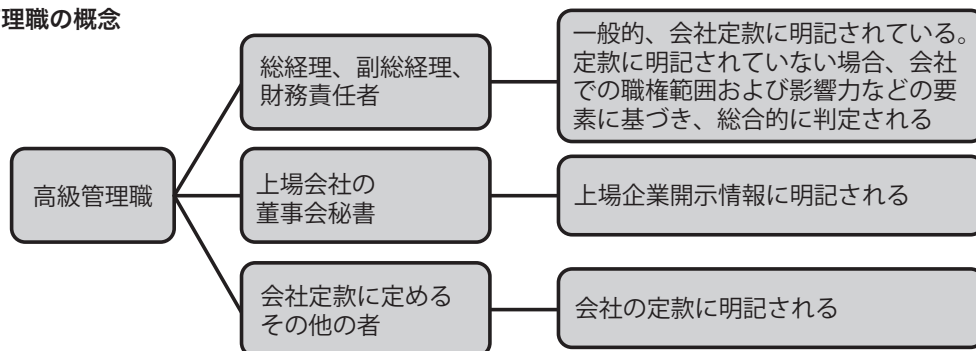
●個人として負っている比較的大きな債務の期限が到来したにもかかわらず、弁済が完了していない者

招聘者の雇用が無効とならないよう企業側は総経理、副総経理、財務責任者などの高級管理職を招聘する際に、上記状況の有無を詳細に確認する必要があります。

Q 中国現地企業の高級管理職に就任した場合、どのような義務を負うことになるのでしょうか？

A 「会社法」第147条の規定では、高級管理職は法律、行政法規および会社定款を遵守し、会社に対して「忠実義務」および「勤勉義務」を負うとあります。

図 高級管理職の概念



中倫外国法事務所
パートナー弁護士 宋成哲

(1) 忠実義務では、高級管理職が職務を執行する際に、忠実信用の原則に従い、以下の行為を禁じています。

- 会社の資金を流用すること
- 会社の資金を自己または他人の名義で開設した口座に預金すること
- 会社定款の規定に違反し、株主会または董事会の承認を得ることなく、会社の資金を貸し付けまたは担保に供すること
- 会社定款の規定に違反、または株主会の承認を得ることなく、会社と契約を締結または取引すること
- 株主会の承認を得ることなく、職務上の便宜を利用して自己または他人のために会社の商機を奪い、在任する会社と同種の業務を自営、または他人のために経営すること
- 他人と会社との取引のコミッションを受け取り自己のものとする
- 会社の機密事項を無断で開示すること
- 会社に対する忠実義務に違反するその他の行為

(2) 高級管理職の勤勉義務について、「会社法」には具体的な定義を規定していません。一般的な理解では法律、行政法規および会社定款を遵守し、会社の資産および業務について善良な管理者としての注意義務を果たすことを指します。実務上、会社運営を合理的に管理しない、善良な管理者としての注意義務を果たさない、書類資料の作成・保管に対する義務を履行しない等の理由で勤勉義務に違反したとして、法的責任を負うと判定されたケースも少なくありません。

Q 高級管理職が忠実義務または勤勉義務に違反した場合、どのような法的責任を負うことになるのでしょうか？

A (1) 民事責任

①会社利益損害責任

「会社法」によると、高級管理職は会社の職務を執行する際に法律、行政法規または会社定款の定め違反し、会社に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならないとしています。

この規定により、次の3要件を同時に満たす場合、高級管理職は会社利益損害責任を負う可能性があります。

- 高級管理職が法律、行政法規または会社定款に違反する行為があった。すなわち高級管理職が、「会社法」第147

条に規定された忠実義務または勤勉義務に違反した。

- 会社に損失を負わせた。これも高級管理職が会社利益損害責任を負う必要要件で、会社の損失には、直接損失と得られたはずの利益損失がある。

- 高級管理職が犯した義務違反行為と会社が被った損失の間に直接的な因果関係がある。

②株主利益損害責任

「会社法」第152条によると、高級管理職が会社の職務を執行する際に法律、行政法規または会社定款の規定に違反して、株主の利益を損なった場合、株主は訴訟を提起することができます。

会社利益損害責任と異なり、「会社に損失が生じた」のではなく、「株主が利益損失を受けた」ことが株式利益損害責任の必要要件です。過去の司法判例からみれば、ここでの「株主が利益損失を受けた」とは、一般的に「株主利益が直接損害を受けた」ことを指します。例えば、株主の知る権利、議決権、優先買収権、配当権、残余財産分配請求権などが制限される、または奪われることによる利益損害等です。会社の利益が損害を受けた場合には、株主の利益も同時に損害を受ける可能性が高いと思われます。しかし、訴訟の観点から考えると、株主利益が直接損害を受けた場合でなければ、原則として独立の法人である会社が原告として高級管理職に対し、会社利益責任損害の訴訟を提起します。

(2) 刑事責任

高級管理職は、会社の職務を執行する際に、「主観意思」および「行為の性質・深刻度」によって、「中華人民共和国刑法」に規定する犯罪行為を構成する可能性もあります。例えば、資金流用罪、業務上横領罪、商業賄賂罪、詐欺罪、脱税罪、清算妨害罪などが含まれます。

特に国有企業の高級管理職については、汚職罪、収賄罪、資金流用罪、同類営業不法経営罪、親友のための不法営利罪、職権乱用罪、国有資産分割罪などの犯罪を形成する可能性があります。

以上のように、法律・法規で高級管理職の就任資格、義務および責任に対して多くの制限が設けられています。会社としては、しっかりとしたコンプライアンス管理体制を構築するとともに、高級管理職を含む管理陣営のコンプライアンス管理制度の整備も無視できない状況となっています。